

介護老人保健施設 さくら苑

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設さくら苑
- ・開設年月日 平成6年7月25日
- ・所在地 富山県高岡市福岡町大野145
- ・電話番号 (0766) 64 - 5885 ・ファックス番号 (0766) 64 - 3636
- ・管理者名 施設長 山崎 洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1652180009号)

(2) 目的と運営方針

当事業所は、要介護者であって主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要であるものに対し、訪問リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練を行なうことを目的とする施設です。居宅介護支援事業所、その他関係機関と綿密な連携をはかり、1日でも長く家庭での生活が継続できるような支援を行ないます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師（施設長）	1		医学管理
作業療法士	2		機能訓練計画作成及び実施

2. 利用料金

(1) 介護保険証の確認

サービス提供に当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 基本料金

介護保険における利用料金（介護サービス費用の1割。尚、利用者負担割合証が2割の方は2割、3割の方は3割となります。）

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 訪問リハビリテーション費 | 308 円／回 |
| ② 短期集中リハビリテーション実施加算 | 200 円／日 |
| ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 240 円／日 |

- | | | |
|---|---|---------|
| ④ リハビリテーションマネジメント加算 | イ | 180 円／月 |
| リハビリテーションマネジメント加算 | ロ | 213 円／月 |
| 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、
利用者の同意を得た場合（上記に加えて） | | |
| | | 270 円／月 |
| ⑤ 退院時共同指導加算 | | 600 円／回 |
| ⑥ 訪問リハビリ計画診療未実施減算 | | △50 円／回 |
| ⑦ 訪問リハビリ移行支援加算 | | 17 円／日 |
| ⑧ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | | 6 円／回 |

（３）支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書を発行いたします。現金でお支払いの場合は、その月の末日までに事務所窓口にてお支払いください。また、口座振替もご利用いただけます。お支払いを確認後、領収書を発行いたします。

３．サービス内容

営業日：月～土曜日（祝祭日を除く）

営業時間：9：00～16：00

① 医学的管理・看護

ご利用日に発熱やその他体調の異常があれば、その日の訪問リハビリテーションはお断りすることがあります。（体調の変化があれば、その旨お伝えください。）

訪問時に体調不良が見受けられた場合は、連絡先に連絡します。その場合は、かかりつけの病院で診察を受けるなどのご協力をお願いします。

② 機能訓練

当事業所では、生活能力の向上を目指したリハビリテーションを行なっております。

③ 訪問リハビリテーションサービス計画の立案

訪問リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

④ 相談援助サービス

在宅生活上の介護・福祉などの相談や施設利用に係る相談を受けます。また、保健・福祉・医療などのサービス機関との連絡調整に努めます。

4. サービス利用に伴って考えられるリスク

加齢や疾患による身体的状況・症状などにより危険が伴う場合があります。

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落による骨折や外傷
- ・摩擦などによる皮膚の傷や糜爛
- ・誤嚥や窒息

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

◎名 称 サンバリー福岡病院
住 所 富山県高岡市福岡町大野 150

◎名 称 厚生連高岡病院
住 所 富山県高岡市永楽町 5-10

・協力歯科医療機関

◎名 称 万葉歯科医院
住 所 富山県高岡市二上 1087

7. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 相談・苦情の対応について

利用者・ご家族からの相談苦情などに対応する窓口・ご意見箱を設置し、サービスに関する利用者の要望苦情に対し、迅速に対応します。

ご意見箱設置場所 1F 事務所横（夜間通用口側）

《当事業所利用においての相談苦情窓口》

TEL 0766-64-5885 支援相談員 （藪・小林）

《当事業所以外の相談窓口》

富山県国民健康保険団体連合会 TEL 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 076-432-3280

高岡市高齢介護課 TEL 0766-20-1365

砺波地方介護保険組合 TEL 0763-34-8333

9. 賠償責任

- ・当事業所は利用者におけるサービスの実施に伴って事故の責に返すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務違反した場合も同様とします。但し、利用者の故意または過失が認められる場合に起因して損害が発生した場合は、その限りではありません。

10. 事故発生時・緊急時の対応

- ・利用中に利用者の心身の状況が急変した場合・事故発生時には、当事業所は利用者・身

元引受人が指定する者（主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員）及び市町村に対し緊急に連絡します。

1 1. 守秘義務

- ・ 当事業所の職員（退職者を含む）は業務上知り得た利用者又は身元引受人もしくはその家族などに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
但し、次の事項についての情報提供はできるものとします。
- ・ 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所などへの情報提供、あるいは在宅療養のための医療機関などへの情報提供。
- ・ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。
- ・ これらの事項は利用終了後も同様の取り扱いとします。

1 2. 個人情報の保護

個人情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、顔写真、その他の記述などにより、特定の個人を識別できる情報をいいます。

介護老人保健施設さくら苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定め、その範囲を超えて利用いたしません。

【個人情報の利用目的】

① 利用者へのサービスの提供に必要な利用目的

- ・ 利用者に係わる当事業所の管理運営業務のうち、利用に関する管理、会計・経理、介護保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）。
- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答。
- ・ 利用者の診療などにあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合の情報提供。
- ・ 事故などの報告や、損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談または届出など。

② 上記以外の利用目的

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料、当事業所において行なわれる学生の実習への協力、当事業所において行なわれる事例研究（尚、この場合利用者個人を特定できないような形で報告します）。
- ・ 当事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供。

③ 利用目的の例外

- ・ 認知症等のため本人の同意を得ることが困難または支障があり、介護サービスについてやケアプラン等、また本人の状況などについて、家族等に説明する場合。
- ・ 法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されているもの（サービス提供困難時の事業者間の連絡等、不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知等）。

- ・ 行政機関などの報告徴収・立ち入り検査などに応じることが間接的に義務付けられているもの（市町村による文書提出等の要求への対応、苦情に関する調査への協力など、県知事等による報告命令、帳簿書類等の提出命令等、立ち入り検査等への対応、事故発生時の市町村への連絡など）。
- ・ 刑事事件に係わる令状による捜査など。

15. 禁止事項

当事業所では、「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

介護老人保健施設さくら苑
訪問リハビリテーション重要事項説明書 同意書

重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上でサービスの提供を受けることに同意します。

説明年月日 令和 年 月 日

さくら苑 説明者署名	_____
利用者本人署名	_____
身元引受人署名	_____

介護老人保健施設 さくら苑

介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設さくら苑
- ・開設年月日 平成6年7月25日
- ・所在地 富山県高岡市福岡町大野145
- ・電話番号 (0766) 64-5885 ・ファックス番号 (0766) 64-3636
- ・管理者名 施設長 山崎 洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1652180009号)

(2) 目的と運営方針

当事業所は、要介護者であって主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要であるものに対し、訪問リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練を行なうことを目的とする施設です。居宅介護支援事業所、その他関係機関と綿密な連携をはかり、1日でも長く家庭での生活が継続できるような支援を行ないます。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
医 師（施設長）	1		医学管理
作業療法士	2		機能訓練計画作成及び実施

2. 利用料金

(1) 介護保険証の確認

サービス提供に当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 基本料金

介護保険における利用料金（介護サービス費用の1割。尚、利用者負担割合証が2割の方は2割、3割の方は3割となります。）

- | | |
|---------------------|---------|
| ⑨ 訪問リハビリテーション費 | 298 円／回 |
| ⑩ 短期集中リハビリテーション実施加算 | 200 円／日 |
| ⑪ 退院時共同指導加算 | 600 円／回 |
| ⑫ 訪問リハビリ計画診療未実施減算 | △50 円／回 |
| ⑬ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 6 円／回 |

(3) 支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書を発行いたします。現金でお支払いの場合は、その月の末日までに事務所窓口にてお支払いください。また、口座振替もご利用いただけます。お支払いを確認後、領収書を発行いたします。

3. サービス内容

営業日：月～土曜日（祝祭日を除く）

営業時間：9：00～16：00

① 医学的管理・看護

ご利用日に発熱やその他体調の異常があれば、その日の訪問リハビリテーションはお断りすることがあります。（体調の変化があれば、その旨お伝えください。）

訪問時に体調不良が見受けられた場合は、連絡先に連絡します。その場合は、かかりつけの病院で診察を受けるなどのご協力をお願いします。

② 機能訓練

当事業所では、生活能力の向上を目指したリハビリテーションを行なっております。

③ 訪問リハビリテーションサービス計画の立案

訪問リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

④ 相談援助サービス

在宅生活上の介護・福祉などの相談や施設利用に係る相談を受けます。また、保健・福祉・医療などのサービス機関との連絡調整に努めます。

4. サービス利用に伴って考えられるリスク

加齢や疾患による身体的状況・症状などにより危険が伴う場合があります。

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落による骨折や外傷
- ・摩擦などによる皮膚の傷や糜爛
- ・誤嚥や窒息

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

◎名 称	サンバリー福岡病院
住 所	富山県高岡市福岡町大野 150

- ◎名 称 厚生連高岡病院
住 所 富山県高岡市永楽町 5-10
・協力歯科医療機関
- ◎名 称 万葉歯科医院
住 所 富山県高岡市二上 1087

6. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 相談・苦情の対応について

利用者・ご家族からの相談苦情などに対応する窓口・ご意見箱を設置し、サービスに関する利用者の要望苦情に対し、迅速に対応します。

ご意見箱設置場所 1F 事務所横（夜間通用口側）

《当事業所利用においての相談苦情窓口》

TEL 0766-64-5885 支援相談員（藪・小林）

《当事業所以外の相談窓口》

富山県国民健康保険団体連合会 TEL 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 076-432-3280

高岡市高齢介護課 TEL 0766-20-1365

砺波地方介護保険組合 TEL 0763-34-8333

8. 賠償責任

当事業所は利用者におけるサービスの実施に伴って事故の責に返すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務違反した場合も同様とします。但し、利用者の故意または過失が認められる場合に起因して損害が発生した場合は、その限りではありません。

9. 事故発生時・緊急時の対応

利用中に利用者の心身の状況が急変した場合・事故発生時には、当事業所は利用者・身元引受人が指定する者（主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員）及び市町村に対し緊急に連絡します。

10. 守秘義務

- 当事業所の職員（退職者を含む）は業務上知り得た利用者又は身元引受人もしくはその家族などに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
但し、次の事項についての情報提供はできるものとします。
- 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所などへの情報提供、あるいは在宅療養のための医療機関などへの情報提供。
- 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。

- ・ これらの事項は利用終了後も同様の取り扱いとします。

1 1. 個人情報の保護

個人情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、顔写真、その他の記述などにより、特定の個人を識別できる情報をいいます。

介護老人保健施設さくら苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定め、その範囲を超えて利用いたしません。

【個人情報の利用目的】

④ 利用者へのサービスの提供に必要な利用目的

- ・ 利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、利用に関する管理、会計・経理、介護保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）。
- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答。
- ・ 利用者の診療などにあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合の情報提供。
- ・ 事故などの報告や、損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談または届出など。

⑤ 上記以外の利用目的

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料、当事業所において行なわれる学生の実習への協力、当事業所において行なわれる事例研究（尚、この場合利用者個人を特定できないような形で報告します）。
- ・ 当事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供。

⑥ 利用目的の例外

- ・ 認知症等のため本人の同意を得ることが困難または支障があり、介護サービスについてやケアプラン等、また本人の状況などについて、家族等に説明する場合。
- ・ 法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されているもの（サービス提供困難時の事業者間の連絡等、不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知等）。
- ・ 行政機関などの報告徴収・立ち入り検査などに応じることが間接的に義務付けられているもの（市町村による文書提出等の要求への対応、苦情に関する調査への協力など、県知事等による報告命令、帳簿書類等の提出命令等、立ち入り検査等への対応、事故発生時の市町村への連絡など）。
- ・ 刑事事件に係わる令状による捜査など。

1 2. 禁止事項

当事業所では、「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

介護老人保健施設さくら苑介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書 同意書

重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上でサービスの提供を受けることに同意します。

説明年月日 令和 年 月 日

さくら苑 説明者署名

利用者本人署名

身元引受人署名
